

児童福祉センター

総務課

児童福祉センターの業務を統括し、庶務、計理、労務などの業務を行います。

【お問合せ先】 電話：075-950-0731 FAX：075-950-1698

児童相談所としての業務

企画調整課

児童相談所の企画・調整業務、広報、統計、職員研修、庶務などを行います。

【お問合せ先】 電話：075-950-0748 FAX：075-950-1618

相談支援 第一・二課

主に18歳未満の子どもに関するさまざまな相談に応じています。

子育ての不安、不登校、非行、子どもを家庭で育てられない、里親になりたいなどの相談にお応えします。

また、子どもの虐待の相談や、通告も受け付けています。

【こんな相談を受け付けています】

子どもを育てる家庭環境に関する相談

保護者の子育てについての悩み、病気などの理由で、家庭での子育てができない場合など

子どもの行動に関する相談

反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、家庭内暴力、非行や不登校など

里親に関する相談

何らかの事情で家庭で生活できない子どもを、愛情を持って養育していただける里親の募集、養育支援など

子どもの虐待についての相談・通告

虐待されていると思われる子どもをみつけたらすぐ相談・通告を。

★子ども虐待SOS専用電話：075-950-1569（24時間365日対応）

★児童相談所虐待対応ダイヤル：189番（通話料無料 24時間365日対応）

★親子のための相談LINE

親子間の悩みごとや子育てなどの相談を受け付けています。

受付時間：10時～20時（土、日、祝日、12月29日～1月3日を除く。）

相談方法：LINEアプリを取得後、二次元コードを読み取り、「友だち追加」を選択してください。



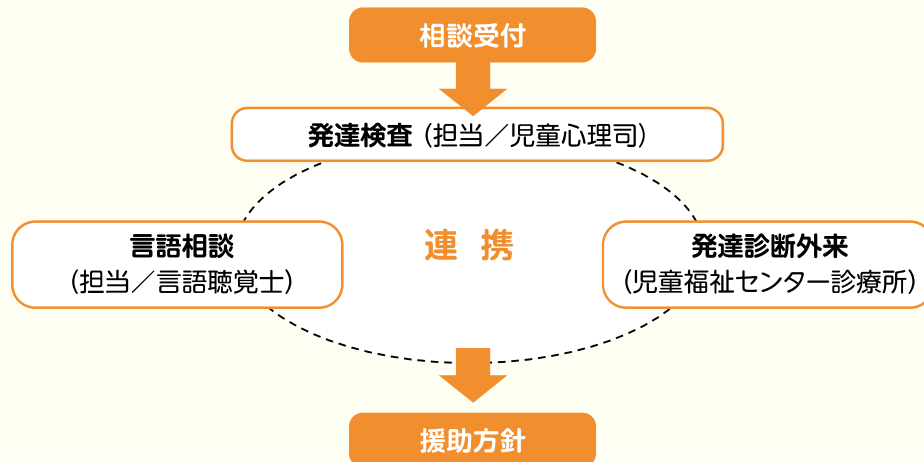
【お問合せ先】 電話：075-950-0748 FAX：075-950-1618

児童福祉センター

発達相談所としての業務

発達相談課

18歳未満の子どもの相談のうち、発達の遅れ、聞こえやことばの不安など、こころやからだの発達に関する相談に総合的に応じます。児童福祉司、児童心理司、言語聴覚士、さらに児童福祉センター診療所の医師などの専門スタッフが相談内容に応じ、発達検査、医学的診察を行い、一人一人に最も適した支援の方法を提案します。



援助方針により、発達の課題が認められた場合は、児童発達支援や放課後等デイサービスなどの案内や、福祉施策の紹介をします。

【お問合せ先】 電話：075-950-1232 FAX：075-950-1618

診療療育課 診療部門 (診療所)

子どものこころやからだの発達に不安や悩みがある場合、診療や検査を行い、必要な治療を行います。

小児科

主にからだの発育や運動発達などの相談に応じています。また、運動発達に遅れのある乳幼児やダウン症児などのお子さんを対象とした専門外来を開設しています。

児童精神科

こころの発達について心配なときや、気になる行動がある場合などの相談に応じています。また、発達障害のあるお子さんとその御家族への相談、指導を行う専門外来を開設しています。発達障害者支援センターかがやきと連携して発達障害に関する保護者学習会なども行っています。

その他、眼科、耳鼻科、整形外科があります（第二児童福祉センターは、児童精神科、小児科のみです。）。

※診療はすべて予約制です。

受付時間：8時30分～17時

（土、日、祝、12月29日～1月3日を除く。）

【お問合せ先】 電話：075-950-1697 FAX：075-950-1698



診療療育課 療育部門 (児童発達支援センターうさぎ園)

ことばや聞こえ、発達のかたよりなど、コミュニケーションについて支援が必要な就学前の子どもを対象に、子どもや保護者の支援を行います。

言語・コミュニケーションについて支援が必要な子どもを対象とする言語部門と、聴覚障害又はその疑いのある子どもを対象とする難聴部門があります。

定 員：30名/日

利 用 日：月曜日～金曜日

開所時間：9時～17時

お問合せ先：電話：075-950-1567 FAX：075-950-1381

(利用時間は、開所時間内の1～2時間です。)

利 用 料：厚生労働省及び京都市の定める基準により算定された利用料 (年少児から年長児までは無償化の対象となります。)



利用の流れ

●言語部門

- ①発達相談所で相談
- ②受給者証の申請手続き
- ③保護者から連絡、初回面接日決定

●入園手続き・療育開始

●難聴部門

- ①新生児聴覚スクリーニング後、精密検査受検
- ②難聴診断後、児童福祉センター診療所耳鼻咽喉科を受診
- ③受給者証申請手続 (市内：発達相談所、市外：各市町村)

●入園手続き・療育開始

児童発達支援センターこぐま園

発達に不安のある就学前の子どもが、保護者と通園し、療育などを受けるとともに、保護者に対して助言・サポートを行う施設です。

対 象 者：発達の遅れ、又はその疑いのある就学前の子ども (2歳児～年長児) とその保護者

対象地域：京都市全域

定 員：50名/日

利 用 日：月曜日～金曜日 (土、日、祝、12月29日～1月3日を除く。)

開所時間：8時30分～17時15分

お問合せ先：電話：075-950-0584 FAX：075-950-0589

利 用 料：厚生労働省及び京都市の定める基準により算定された利用料 (年少児から年長児までは無償化の対象となります。)

申込方法：まずは、児童福祉センター発達相談所に相談ください。



事業紹介

療育事業のほかにも幼稚園・保育園・小学校に訪問し、担任の先生への相談・助言を行う保育所等訪問支援事業や、「通所受給者証」交付時の利用申請・継続申請に必要な計画案作成のお手伝いをする相談支援事業など、様々な事業を行っています。

利用の流れ： 発達相談所に相談 → 「通所受給者証」申請手続き → 見学 (事前予約要) → 初回面接 → 療育開始

※空き枠がない場合、一時的に待機いただき、空きが次第連絡します。

児童福祉センター

第二児童福祉センター

児童福祉センターの支所として、児童相談、発達相談及び診療機能を備えた、南区及び伏見区における児童福祉の拠点です。南区、伏見区にお住まいの方の相談は、第二児童福祉センターにて対応しています。

親子間の悩みごとや子育てなどの相談をLINEでも受け付けています。(p13参照)

※里親に関する相談は南区・伏見区にお住まいの方も含めて、児童相談所が受け付けます。

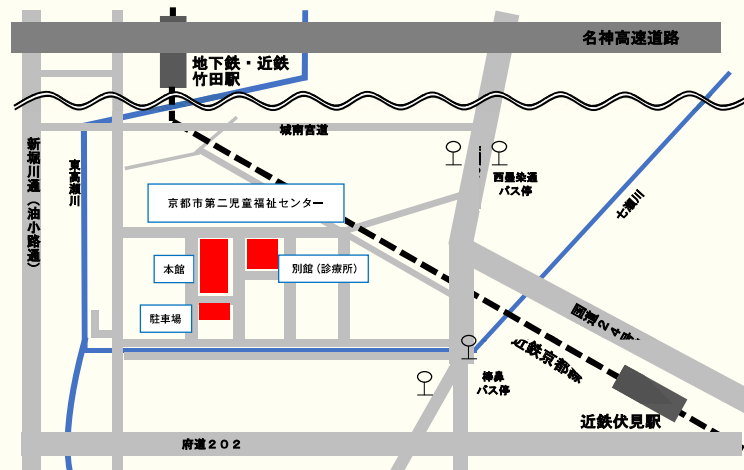
※診療部門は、小児科、児童精神科のみです。理学療法士による理学療法も行っています。

完全予約制です。(診療予約 電話：075-612-3838)

〒612-8434 京都市伏見区深草加賀屋敷町24-26

電話：075-612-2727 (代表) FAX：075-612-2888

受付時間：8時30分～17時（土・日・祝日、12月29日～1月3日を除く。）



近鉄「伏見」駅から徒歩10分

地下鉄・近鉄「竹田」駅 南6番出口から徒歩15分

京都市バス「西墨染通」「棒鼻」バス停から徒歩5分